

教科書の教材は全て使用しなければいけないか？（修正版）

2019.11 起（2020.09 修正） 後藤 忠

「道徳」が**特別の教科**となり、全国津々浦々の児童生徒に「**教科書**」が無償配布された。

児童生徒に配布された教科書は、文科省の検定に合格した教科書の中から各地区教育委員会が採択したものである。（道徳の副読本は教科書ではないので使用は各学校や教育委員会の裁量に任されていた。）

道徳の教科化に伴う教科書の無償配布は道徳教育の実施条件を格段に向上させた。自治体の財政状況等にかかわらず、どの学校にも道徳の授業に欠かせない「**教材**」が35時間分整備されたのである。

一方、新たな問題も生まれている。

そのひとつが、表題の「**教科書の教材は全て使用しなければいけないか？**」という問題である。

この問題については、教育委員会に問い合わせ、指導助言を仰げばよいことだが、教育委員会に相談したら「採択した教科書以外の教材は使用してはいけない」と言われたという…。

まさか教育委員会がこんな乱暴な回答はしないと思うが、この問題には確かに誤解しやすい要素があるので、一度整理しておく必要があると思った。

私が任意で知人から教えてもらったところによると、次のような回答結果だった。（調査数は36）

「教育委員会等から採択教科書以外の教材は使用してはならないと指導されていますか？」

- はい……8%
- いいえ…92%

この中に、「校長が認めてくれない」とか、「教科書が初めて採択された年は厳しく指導されたが、道徳の教材の特性が徐々に理解されてきてからは言われなくなった」とか、「教科書以外の教材を使用する場合は、事前の申請と許可が必要で、その手続きが非常に面倒くさいので

教科書通りにやっている」とか、「校長や教員は『教科書の教材は順に使うのが当たり前』とっていて、話題にもならない」などの付記があった。

採択教科書には使用義務がある！

教科書採択の行政事務は各教育委員会が法令に従って粛々と行うものである。公正公平で、根拠の明確な調査研究をもとに、地域、学校、児童生徒の実態に合った教科書を吟味し、採択するのであるから、学校には当然、採択された教科書を使用する義務がある。副読本との大きな違いはここにある。

では、採択した教科書以外は使えないか？

結論から言って、使える。その根拠となるのが各学校の**指導計画**である。

はじめに、道徳教育の**全体計画の作成**についてであるが、**学習指導要領 第1章総則 第6 道徳教育に関する配慮事項 1**には次のように記されている。

各学校においては、道徳教育の**全体計画**を作成し、…。

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童（生徒）や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の**重点目標**を設定するとともに、道徳科の**指導方針**、第3章特別の教科道徳の第2に示す**内容との関連**を…。（以下省略）

要するに、各学校は道徳教育の**重点目標**と**指導方針**と**重点内容**をはっきりさせろということである。

次に、道徳科の**年間指導計画の作成**についてであるが、道徳科の年間指導計画は道徳教育の全体計画に基づき、年間35時間分立案される。（小学校1年生は34時間分）

その際、**学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 第2 内容**に示されている内容は、いずれの学校においても必ず1回は指導しなければならないことになっている。例えば小学校3、4年生の場合、学習

指導要領に示されている 20 項目(つまり 20 時間分の内容)は、必ず 1 回は取り扱わなければならない。

そうした上で、年間授業時数(35 時間)から上記 20 時間を引くと、15 時間の「差」が生まれる。つまり、その 15 時間の「差」こそ、各学校が独自に重点目標等に基づいた指導に充てられる時間ということである。

ところが、現在使用している教科書はどんな重点目標や指導方針の下で編集されているだろうか？

どの教科書にも、学習指導要領に示されている内容の教材は必ず 1 つ以上掲載されているが、その教科書は中学年の「差」である 15 時間分をどのように重点化して編集しているだろうか？ A、B、C、D のどの視点に重点を置いた編集になっているだろうか？

私は知人の協力を得て、全社ではないが各教科書に掲載されている 35 時間分の教材の内容を A、B、C、D 別に分類してみた。

その結果は次の通りである。(数字は「掲載教材数－学習指導要領の内容項目数＝重複掲載教材数」)

- * TS 社 6 年生の 13 時間分…A2、B2、C5、D4
- * MM 社 6 年生の 13 時間分…A2、B4、C4、D3
- * GT 社 6 年生の 13 時間分…A3、B3、C6、D1
- * NB 社 4 年生の 15 時間分…A4、B3、C5、D3
- * KB 社 2 年生の 16 時間分…A4、B5、C5、D2
- * KA 社 2 年生の 16 時間分…A6、B4、C4、D2

この結果の限りでは、学年間で多少の違いは見られるものの、各社の配当に大きな差異は見られないように思う。それはきっと、教科書編集においては極端な重点化はせず、「内容項目をバランスよく配当した方が何かと使い勝手がよい」という考えによるものではないかと思われる。

一方、使う側の学校の道德教育の重点目標や指導方針はどうなっているだろうか？それが採択した教科書の編集方針、つまり教材の配当方針と全く一致するものであるなら問題はない。

しかし、もし違っていたら、教科書の教材のいくつかは使えない、使っても無意味なことになる。

そもそも、学校の道德教育は**校長の方針の下**に学校が主体性をもって進めるべきものであるから、指

導計画には学校の独自性が発揮されて当然である。

その意味で、校長の方針はいかに重要であるか、校長には改めて認識を深めていただきたい。

その上で、各学校は以下の点に留意して年間指導計画を見直すことを期待したい。

年間指導計画作成の手順はどうするのか？

- ① はじめに、**道德科の年間主題等配列表**(指導の時期、内容項目、教材、主題名、ねらい等を記入する欄を備えた表)を作成する。そして、そこにすべての内容項目と、全体計画に基づいて**重点化した内容項目**を配列する。
- ② その教材欄に、まず教科書の教材を配列する。
- ③ 残り(空欄)の教材欄に採択教科書以外から選択した教材を配列する。その際、文科省の「わたしたちの道德」、各都道府県教育委員会が作成した指導資料、各地区教育委員会が作成した郷土資料、旧文部省資料からの選択は問題ないであろう。(なお、小学校学習指導要領解説特別の教科道德編の 102、103 ページに「教材の開発と活用の創意工夫」として詳しく解説されているので必ず参照されたい。)

その他、他社の教科書や副読本に掲載されている教材、あるいは絵本などの中に道德の教材として優れたものがあるので使いたいと思った場合には、その使用に当たって著作権法に抵触しないかどうか慎重に検討する必要がある。

なお、個別・具体のケースについては当該教育委員会に相談して専門的な立場からの指導助言を仰ぐとよいが、下記のサイトのフローチャートから、概ね自由に使用できる著作物のケースが分かると思うので、一応目を通しておくとよい。

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/flow.pdf>

- ④ 完成した年間主題等配列表をもとに、**年間指導計画**を立案する。

※ 蛇足ながら、「年間主題等配列表」と「年間指導計画」とは全く別物である。年間指導計画の意義や具備すべき要件については「学習指導要領解説 特別の教科道德編」に詳しく記されているので、必ず参照されたい。